

新型コロナウイルス感染症の類型見直しに係る対応について

1 経過

令和5年1月27日に開催された厚生科学審議会感染症部会において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を5類感染症に位置付けるべきとの意見が取りまとめられた。

これを踏まえ、同日新型コロナウイルス感染症対策本部において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置付ける旨決定された。

2 類型見直しに向けたスケジュール

1月31日：自治体向け厚生労働省説明会

3月上旬：「患者への対応（公費負担）」および「医療提供体制」等の事業について、段階的廃止の方法や期間など、国より自治体あて具体的な方針が示される

5月8日：一部の政策・措置について廃止（下記3（1））

5月8日以降：医療提供体制や公費負担等の政策・措置について段階的に廃止（下記3（2））

3 政策・措置の廃止について（予定）

（1）5月8日から廃止となる政策・措置

- ・ 陽性患者および濃厚接触者の自宅等待機
- ・ 自宅療養者への食料等支援
- ・ 入院勧告等の保健所権限
- ・ 医療機関受診等の為の陽性患者の移送
- ・ 隔離を目的とした宿泊療養施設
- ・ 陽性患者の発生届出（定点把握への移行）

（2）5月8日以降、段階的に廃止される政策・措置

- ・ 陽性患者の外来、入院医療費や行政検査に係る公費負担
- ・ 診療・検査医療機関（発熱外来）
- ・ 保健所による陽性患者の入院等調整
- ・ 高齢者等の対応のため特に必要と判断した宿泊療養施設
- ・ 受診・相談センター（コールセンター）